

最終更新日: 2019年7月1日

ポート株式会社

代表取締役社長 春日 博文

問合せ先: 経営管理部 03-5937-6466

証券コード: 7047

<https://www.theport.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのためには、経営環境の変化を適時に捉え、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な経営課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を重視した経営を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
春日 博文	4,066,000	35.42
Samurai Incubate Fund 2号投資事業有限責任組合	1,187,000	10.34
BBH (LUX) FOR FIL CORPORATE PORTFOLIO	607,249	5.29
グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合	519,500	4.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	510,100	4.44
JAPAN VENTURES I.L.P.	468,861	4.08
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	459,323	4.00
丸山 侑佑	360,000	3.13
野村信託銀行株式会社(投信口)	258,200	2.24
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	211,000	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ、福岡 Q-Board
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
馬淵 邦美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬淵 邦美	○	該当事項はありません。	マーケティング業界での複数の事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、同氏と当社との間に人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	1	3	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	1	3	1	0	0	社内取締役

補足説明

最高経営責任者の選解任に当たり当該指名委員会を利用しております。
また、経営陣の報酬制度の設計や報酬額の決定に当たり当該報酬委員会を利用しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査室長1名が、内部監査を実施しております。
当社では、良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査(監査役監査、会計監査、内部監査)を実施し、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。
監査役と会計監査人は、四半期毎に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。
監査役と内部監査室は、原則月次で会合を持ち、年度監査計画の調整、監査結果の検討、合同監査など効果的な監査の実施に努めております。
会計監査人と内部監査室は、四半期毎に会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、協議を実施しております。
上記を踏まえ、原則四半期毎に三様監査会議を開催し、各監査間での監査計画・監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
磯部 寛	他の会社の出身者													
樋口 俊輔	公認会計士													
橋本 綾子(成 綾子)	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
磯部 寛	○	該当事項はありません	上場企業での経営管理経験や、複数社での監査役の経験等、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏と当社との間に人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。
樋口 俊輔	○	該当事項はありません	公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏と当社との間に人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。
橋本 綾子(成 綾子)	○	該当事項はありません	弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏と当社との間に人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブとして、取締役、従業員に対し、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会にて総額の上限について決議を得ております。

当社は、代表取締役社長、取締役副社長、独立社外取締役以外の非業務執行取締役、独立社外取締役からなる報酬委員会にて、報酬検討のための審議及び調査活動等を行っております。同委員会では、責任、役割、貢献度、所有株式数等を鑑み、各取締役の報酬等を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営管理部より、取締役会の開催に際して、事前に議題及び関連資料を社外役員含む全取締役・監査役に送付するほか、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に規定する機関として、取締役会、監査役会を設置するとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会や日常業務の活動方針を審議する経営会議を設置しております。

-取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社内非業務執行取締役1名、社外取締役1名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、監査役の出席の下、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

-監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、全員社外監査役であります。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査役相互の情報共有を図っております。そして、各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。

また、各監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に三者ミーティングを行うなど連携を密にし、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

-会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

-経営会議

当社では、常勤取締役、常勤監査役、及び必要に応じて管理職が参加する経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役社長の諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営しております。

-指名・報酬委員会

当社の持続的な企業価値向上のため、経営の公正性及び透明性を高めることを目的に、取締役の指名や報酬等に関する事項について、社外取締役が構成員に含まれる「指名・報酬委員会」にて審議し、客観性と透明性を確保します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、提出日現在において、取締役4名うち社内非業務執行取締役1名、社外取締役1名、監査役3名うち社外監査役3名の体制であります。社内非業務執行取締役、社外取締役及び社外監査役は、監査機能の強化または監査役の監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置づけであります。

当社の事業規模やスピードを勘案し、現状の監査役制度の下、社内非業務執行取締役、社外取締役及び社外監査役による経営への監督機能を確保しつつ、業務執行の効率化を図ることが、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に繋がるものと判断し、現状の体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知作成の早期化等の社内体制の整備を行うなど株主総会招集通知の早期発送を心がけています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組んで参ります。事務日程、会場の予約状況を勘案の上、開催日を決定しております。第8期の定時株主総会は集中日の開催となりましたが、最も集中する午前を避け、午後の開催としております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使の導入を検討しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加については、今後の課題として検討して参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、邦文のみでの提供となっておりますが、今後の検討課題と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表後において、定期的に決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行っております。また、上記に加えてスモールミーティング等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書等および適時開示書類等の法定開示資料に加え、説明会資料、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現状、ステークホルダーの立場の尊重についての規程はございませんが、ディスクロージャーポリシー等の作成を検討してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はすべてのステークホルダーに対して企業活動に関する適時・適切な開示を行うことは当然の責務であると考えております。そのため、会社ホームページ及びその他さまざまな方法において、適時適切に公平に情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
- (2) 取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。
- (3) 取締役及び使用人は法令又は定款に関する違反が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

- (1) 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面又は電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについては経営管理部が中心となり、代表取締役社長が統括する。
- (2) 不測の事態が発生した場合は代表取締役社長を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。
- (3) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
- (2) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
- (3) 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
- (2) 各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。

子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) グループ全体のリスクについては各子会社の代表取締役社長及び当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。
 - (2) 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社毎に取り決める。
- 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。
- 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席を通じて職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - (2) 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。
- (3) 監査役がその職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
- (2) 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反若しくは当社の事業に重大な影響をおよぼす事項が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取扱いを行ってはならない。
- (2) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

- (1) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
- (2) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

10. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。
- (2) 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めること求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶しております。

(b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 社内規程の整備状況

当社は、上記考え方のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

b. 対応統括部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理部と定めております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

c. 反社会的勢力排除の対応方法

1. 新規取引先・株主・役職員について

原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引の開始時には、各種契約書等には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

2. 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

d. 外部の専門機関との連携状況

当社は、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

e. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

f. 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

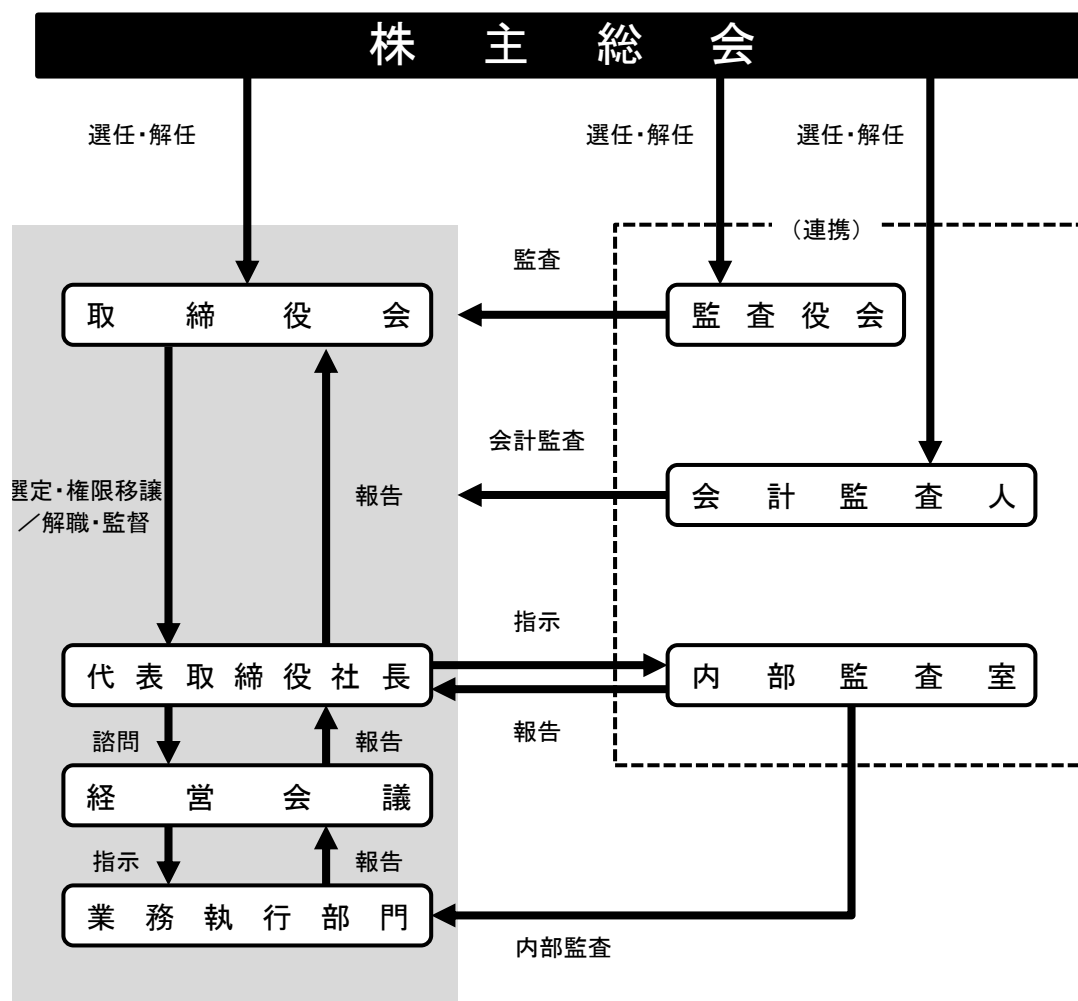
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

格別の買収防衛策を導入していませんが、当社の株主の共同の利益又は企業価値を毀損するおそれのある買収行為が行われる可能性がある場合は、買収防衛策の導入を検討し、導入を決定した場合には、その詳細について直ちに公表いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

